

## 平成26年4月1日から 県の組織が変わりました

少子化など社会情勢の変化等に対応しつつ、「みえ県民力ビジョン・行動計画」を的確に推進できるように、組織改正等を行うこととしました。

**主な改正内容をお知らせします**

### 少子化対策

子ども・家庭局に「少子化対策課」を設置し、ライフステージ毎のきめ細かな対策を多様な主体と連携して推進します。また、保育所および私立幼稚園の事務を子育て支援課で一元的に所管し、子ども・子育て支援施策の取り組みをより総合的に進めます。

### スポーツの推進

スポーツ推進局の体制を充実し、平成33年の国民体育大会の開催準備、競技力向上の取り組みをより一層推進します。



### 食の安全・安心の確保

米の産地偽装や食材の不適正表示に対応するため、監視・指導やコンプライアンスの推進に係る職員（非常勤）を配置し、監視・指導の強化や法令遵守の取り組みを推進します。

### 学力の向上

教育委員会事務局に「学力向上推進監」を設置し、市町等教育委員会と連携して、新たな学力向上の取り組みを集中的に推進します。

問い合わせ先

総務部 総務課 ☎059・224・2236

☎ <http://www.pref.mie.lg.jp/SOUMU/HP/soshiki/soshiki.htm>

「三重県組織に関するページ」で **検索**

FAX 059・224・2125

### インターネットを利用した 自動車税のクレジットカード納税が始まります

詳細はホームページで

「三重クレジットカード納税」で **検索**

☎ <http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/credit/>

**手数料** 1台につき432円（カード会社の決済手数料）  
**利用期間** 平成26年5月1日（木）～6月22日（日）23時まで  
**納税証明** 車検用納税証明書は、6月中旬に発送します。

問い合わせ先

総務部 税務企画課 ☎059・224・2397  
自動車税事務所 業務課 ☎059・223・5040

給与所得者の皆様ご存じですか？

## 個人住民税(県民税・市町民税)について

個人住民税とは？

県や市町が行う住民の皆様への行政サービスに必要な経費を、住民の皆様にご負担していただくものです。

一般的に「個人県民税」と「個人市町民税」をあわせて「個人住民税」と言います。

個人住民税の課税について

個人住民税を納める人（納税義務者）は、その年の1月1日に居住する市・町より、前年中の所得（給与・年金・営業・不動産・譲渡などの所得）に応じて課税されます。

所得税は1年間の所得に対してその年に課税されるのに対し、個人住民税は前年1年間の所得に対して課税される税となりますので、現在、仕事をされていない方も前年の所得により課税されますので、ご注意ください。

特別徴収・普通徴収をご存じですか？

◎特別徴収

給与所得者（パート・アルバイト等を含む）の個人住民税は、原則、毎月の給与から特別徴収（引き去り）されます。

年税額を6月から翌年5月の12回に分けて給与から特別徴収（引き去り）されますので、金融機関に行く必要がなくなり、納付忘れを気にしなくて済みます。

◎普通徴収

年税額を原則年4回に分けて、金融機関で自ら納付していただく方法です。

個人で事業をされている方、給与所得者のうち退職された方、毎月給与が支給されない方などが対象となります。

なお、普通徴収により納付されている方が、就職し、特別徴収を希望される場合は、勤務先に申し出ていただくことにより、特別徴収に切り替えていただくことができます。

◇三重県と県内全市町では、平成26年度から、法定要件に該当する事業主の皆様は個人住民税の特別徴収を徹底していきます。

※2カ所以上の勤務先がある方は、居住する市町で所得を合算のうえ税額計算を行い、前年度の特別徴収状況などを考慮し、主たる事業所1カ所から特別徴収されます。

問い合わせ先

各市町の個人住民税担当課または三重県総務部 税込確保課  
☎059・224・2133

☎ <http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/> 「三重 県税のページ」で **検索**